亀山市告示第２３号

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月７日

亀山市長　櫻　井　義　之

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱（平成２０年亀山市告示第１１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人情報映像の利用及び提供の制限） 第１５条　第５条から第１０条までに規定するほか、個人情報映像は、カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第２項の規定により個人情報映像を利用し、又は本人に提供するときは、この限りでない。 ［２　略］	（個人情報映像の利用及び提供の制限） 第１５条　第５条から第１０条までに規定するほか、個人情報映像は、カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、亀山市個人情報保護条例（平成１７年亀山市条例第２０号）第１１条第１項ただし書の規定により個人情報映像を利用し、又は本人に提供するときは、この限りでない。 ［２　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。